

解体工事の積算基準 の一部改定について

「解体工事の内訳書書式及び数量積算基準」の一部改定（R6.4.1から）

令和6年3月22日

長崎県土木部建築課

改定の概要

1. 令和6年4月1日以降、共通費の算出方法が変わる。
2. 現場の事前調査費用は共通費率に含まれる。
3. 刊行物単価の条件を内訳書に反映させる。
4. 設計変更の条件を明確にした。
5. 週休2日制度の補正項目の追加

1. 共通費の積算方法が変わる

・令和6年4月1日以降より、長崎県公共建築工事積算基準等資料が改定されることに伴い、とりこわし工事も共通仮設費や現場管理費の積算方法が変わる。

※基準等資料において、国の基準を含め、解体工事は「とりこわし工事」と記載されているので、共通費の説明においては、「とりこわし工事」で統一して説明する。

共通仮設費

①主な工事がとりこわし工事の場合

一般工事ととりこわし工事の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。また、とりこわし工事の共通仮設費は共通仮設費率を**2%**として算定する。

なお、とりこわし工事に係る直接仮設工事及び石綿含有建材処理工事については、一般工事（**新営**建築工事）として取り扱う。

また、積み上げによる共通仮設費がある場合には、これを一般工事の共通仮設費とし、一般工事の純工事費ととりこわし工事の純工事費に区分する。

②主な工事（一般工事）にとりこわし工事を含めて発注する場合

とりこわし工事は**新営**建築工事の率を採用する。

(注意) 外壁改修工事、防水改修工事等を専門工事業者に直接発注する場合は別です！

現場管理費

①主な工事がとりこわし工事の場合

一般工事ととりこわし工事の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。また、とりこわし工事の現場管理費率を4%として算定する。

なお、とりこわし工事に係る直接仮設工事及び石綿含有建材処理工事については、一般工事（新営建築工事）として取り扱う。

また、積み上げによる現場管理費がある場合には、これを一般工事の現場管理費とし、一般工事の工事原価ととりこわし工事の工事原価に区分する。

②主な工事（一般工事）にとりこわし工事を含めて発注する場合

とりこわし工事は新営建築工事の率を採用する。

（注意）外壁改修工事、防水改修工事等を専門工事業者に直接発注する場合は別です！

2. 事前調査費用は共通費率に含まれる

工事に先立ち設計業務等で行った事前調査結果の貸与及び設計図書への明示等により石綿の有無について情報提供されることを前提として実施される**「必要な知識を有する者」による石綿等の有無の事前調査**（書類や目視等で行う調査）**の費用及び元請業者による事前調査結果の官公署への報告の費用は、共通費率**（共通仮設費及び現場管理費）**に含まれる。**

なお、分析による調査は含まれないため、分析が必要な場合は、共通費基準に従い別途積上げることになる。

3. 刊行物単価の条件を内訳書に反映させる

木造の躯体解体の刊行物単価には、刊行物によって内部造作材解体費が含まれていたり、含まれていなかったりするので、「刊行物単価に内部造作材解体が含まれている場合は、計上しない。」と記載を統一した。

例. 木造建物上屋解体単価の場合

建築コスト情報：内部造作撤去を含む。

建築施工単価　：内部造作撤去を含まない。

4. 設計変更の条件を明確にした

基礎、地業、杭など見えない部分の数量変更については、「解体前に現地で確認された数量応じて設計変更を行う。」と規定し、その数量については、監督職員の確認を受けることとした。

5. 週休2日制度の補正項目の追加

「長崎県の営繕工事における週休2日促進工事試行要領」に関する補足資料に、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載単価（市場単価以外の材工単価）の労務費を補正できる項目に**とりこわし工事**等を追加した。

とりこわし工事及び撤去工事の場合は、「表A-2 建築工事の補正率」における**仮設工事を準用**する。

※令和6年4月以降に起工する営繕工事から適用される。